

長野県市町村受援計画 標準形(案) 【詳細版】の構成		地方公共団体のための 災害時受援体制に関する ガイドライン (平成29年3月、内閣府)	群馬県災害時 受援体制ガイドライン (平成29年10月)	熊本県市町村受援 マニュアル作成の手引き (平成30年3月)
第1章 総則	1.1 背景・目的等	○	○	○
	1.2 受援計画の位置づけ	○	○	○
	1.3 適用基準	—	—	—
	1.4 受援の範囲及び受援体制	○	○	○
	1.5 費用負担及び事故時の責任	□(費用負担)	□(費用負担)	□(費用負担)
	1.6 計画の継続的な見直し	○	○	○
第2章 防災拠点計画	2.1 防災拠点計画の基本方針	— (県広域防災拠点の検討)	○	○
第3章 機能別活動計画	3.1 機能別活動計画の基本方針	○	○	○
	3.2 機能別活動の行動計画	○	□(役割分担の記載あり)	○
(必要資源の整理) ※		○	—	○

※ 全庁共通の業務資源(通信手段等、全庁的な調整や配分が必要なもの)及び受援対象業務ごとに必要な資機材等について、今後マニュアル等に確保主体、調達先を整理することとし、受援計画自体には記載しない。

長野県市町村受援計画標準形 構成案

- 他県市町村受援計画(群馬県、熊本県)等を踏まえて見直した、長野県市町村受援計画 標準形(案)の構成案を以下に示す。

第1章 総則

- 1.1 背景・目的等
- 1.2 ○○市受援計画の位置づけ
 - (1) ○○市受援計画と各種防災計画の関係
 - (2) ○○市受援計画の構成
- 1.3 適用基準
 - (1) 対象とする災害の規模
 - (2) ○○市受援計画の適用基準
- 1.4 受援の範囲及び受援体制
 - (1) 市町村受援計画が対象とする受援の範囲
 - (2) 県及び○○市の受援体制
- 1.5 費用負担
- 1.6 計画の継続的な見直し

第2章 防災拠点計画

- 2.1 防災拠点計画の基本方針
 - (1) 防災拠点の意義
 - (2) 各種の防災拠点

第3章 機能別活動計画

- 3.1 機能別活動計画の基本方針
 - (1) 受援業務項目
 - (2) 受援対象業務全体の流れ
- 3.2 機能別活動の行動計画 ※
 - (1) 救助・消防・救命活動
 - (2) 航空医療搬送
 - (3) 緊急輸送ルートの確保
 - (4) 行政職員支援
 - (5) 建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援
 - (6) 避難所運営支援
 - (7) 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援
 - (8) ボランティア・NPO等の活動調整
 - (9) 遺体の対応
 - (10) 災害廃棄物等の処理
 - (11) その他技術・専門職員支援
 - (12) 物資の確保
 - (13) 物資流通
 - (14) 救護所支援・保健指導支援・医療機関支援
 - (15) 要配慮者対応支援
 - (16) 緊急車両・優先給油施設への燃料供給

市町村受援計画策定のポイント(1/2)

- 市町村受援計画は、大規模災害発生時において、被災市町村が、県や被災していない県内市町村の支援のみでは十分な応急・復旧活動や被災者支援を実施することが困難となった場合に備え、支援を必要とする業務、受援体制及び必要な手続きを明確化することにより、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことを目指す。
- 市町村受援計画には、**受援体制**、**防災拠点計画**及び**機能別活動計画**を定める。
- 長野県が提供する市町村受援計画<標準形>(詳細版、簡易版)は、「長野県広域受援計画」(平成31年3月公表予定)及び「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」(平成29年3月、内閣府)との整合が図られている。

■受援体制

- 受援に関する庁内外の総合調整、受援ニーズの把握及び応援要請を行う「**応援・受援班**」を災害対策本部に設置する。
- 応援・受援班には、窓口となる**受援担当者(防災拠点担当、人的受援担当、物的受援担当)**を必ず位置づけ、連絡先を明記する。ただし、各担当の兼任を妨げない。
- 受援担当者には、受援について自ら判断できる**一定の権限を持つ職員**を充てるのが望ましい。

■防災拠点計画

- 市町村地域防災計画に定められた**防災拠点**や、長野県広域受援計画に定められた**県広域防災拠点(管内に立地するもの)**の名称、住所、連絡先等を**一覧に整理**するとともに、特に道路網との位置関係がわかるよう**地図上に拠点をプロット**する。
 - **地域内輸送拠点**を選定する際には下記の事項を考慮する。
 - ・施設が耐震性を有していること
 - ・施設にトラックの横付け(乗り入れ)が可能であること
 - ・支援物資受入スペースがあること※
 - ・主要地方道等の高規格道路付近にあることが望ましい
 - ・トラックから荷下ろしをするためのフォークリフトが調達または保管可能であること
- ※支援物資受入れスペースの面積の目安について、想定避難者数×日数により算出可能なExcelシートを提供する。

市町村受援計画策定のポイント(2/2)

■防災拠点計画(続き)

- **救助活動拠点【市町村】**を選定する際には下記の事項を考慮する。
 - ・公園、運動場等の一定規模の空地または駐車場を有する施設であること(応援部隊が滞在するため)
 - ・水道施設、トイレがあること
 - ・通信設備(インターネット環境等)があること
- **被災地域内進出拠点**については、基本的には市町村地域防災計画に定められた、各関係機関の活動拠点等を利用する。

■機能別活動計画

- 長野県広域受援計画で定める16の**受援対象業務**のうち、各市町村で扱う業務を選定する。過去の災害事例で受援事例が多くある**以下の業務を優先的に選定**する。
 - (4)行政職員支援
 - (5)建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援
 - (6)避難所運営支援
 - (7)住家の被害認定調査・罹災証明交付支援
 - (10)災害廃棄物等の処理
 - (11)その他技術・専門職員支援
 - (12)物資の確保
 - (13)物資流通
 - (15)要配慮者対応支援
- 選定した各受援対象業務について、下記の事項を定める。
 - ・担当課と役割分担
 - ・役割分担のうち、応援職員に任せてもよい項目
 - ・連絡先リスト(庁内関係課、県災害対策本部・関係課、県地方部、関係機関)
 - ・関連計画・マニュアル等

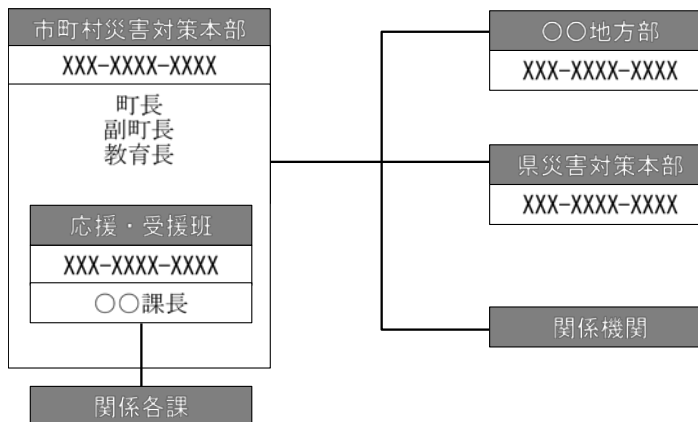
市町村における応援・受援班の役割

■市町村の受援体制

- 市町村は、受援に関する庁内外の総合調整や支援の提供・受入れ窓口となる「応援・受援班」を災害対策本部に設置する。
- 応援・受援班の組織体制及び分掌は、以下のとおりとする。

役職	担当	分掌
班長	〇〇課長	<ul style="list-style-type: none"> ● 応援・受援に係る総合調整に関すること ● 応援・受援に係る調整会議を開催すること
副班長	〇〇係長	(※必要に応じて設置) <ul style="list-style-type: none"> ● 班長を補佐すること
防災拠点担当	拠点施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域内輸送拠点、救助活動拠点【市町村】、被災地域内進出拠点の利用調整に関すること ● 広域防災拠点(施設名)の利用調整に関すること
人的受援担当	〇〇課	<ul style="list-style-type: none"> ● 応援職員等のニーズの把握、派遣に関すること ● 応援職員の必要人数等の把握、要請に関すること
物資受援担当	〇〇課	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援物資のニーズの把握、提供に関すること ● 支援物資の必要量等の把握、要請に関すること

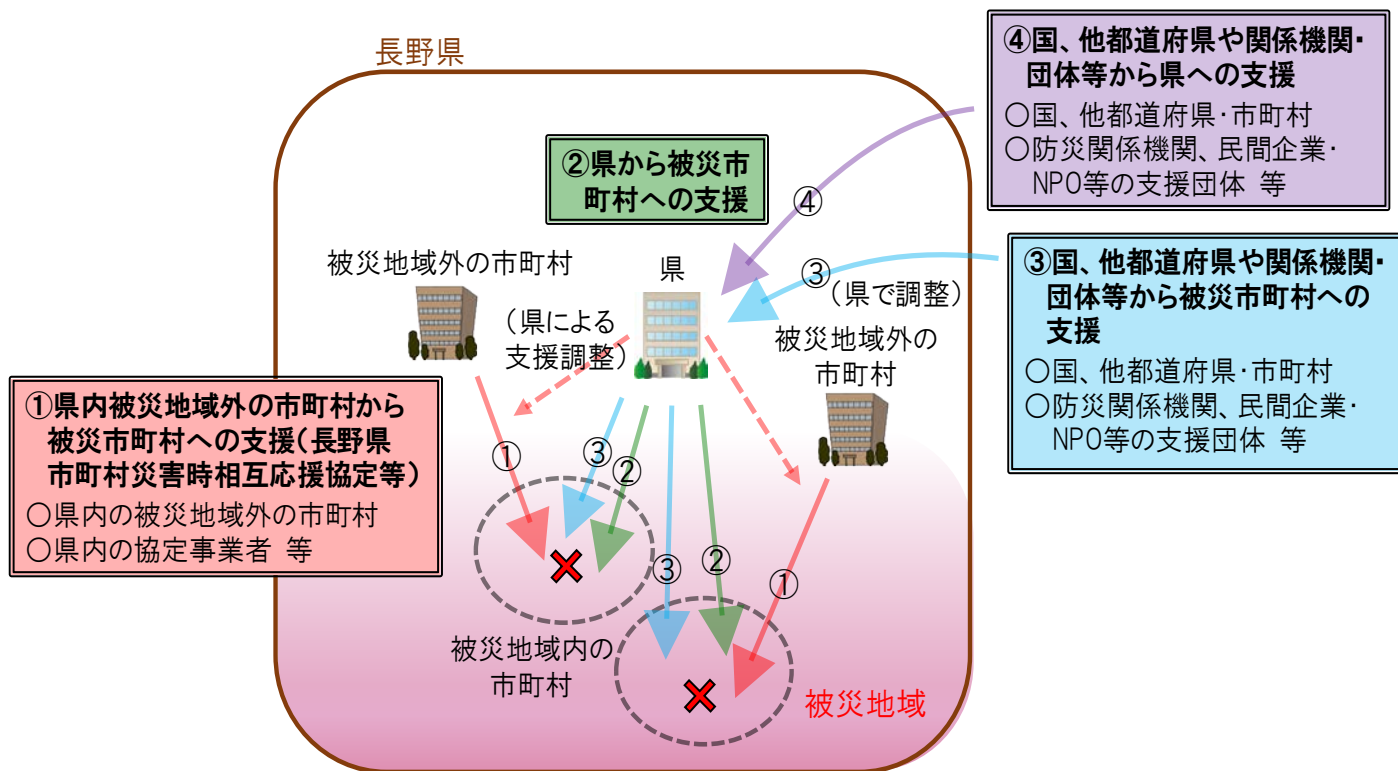
【市町村の受援体制図の例】



市町村における応援・受援班の役割

■ 受援の範囲

- 市町村受援計画が対象とする「受援」の範囲は、長野県広域受援計画に定められた下記の支援の受入れのうち、**①～③を対象とする**(下図)。
- 被災市町村は、被害の規模に応じて、段階的に応援要請を行う(①⇒②⇒③)。
 - ① 「長野縣市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
 - ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
 - ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援(県において調整)
 - ④ **【本計画の対象外】**他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援



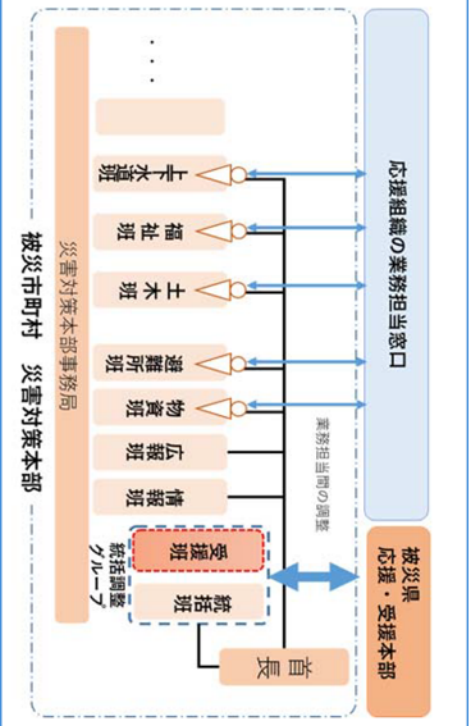
【参考】内閣府ガイドラインにおける受援組織(案)

市町村の規模や体制に応じて検討する。

案1. 統括班とともに統括調整グループへの位置付け

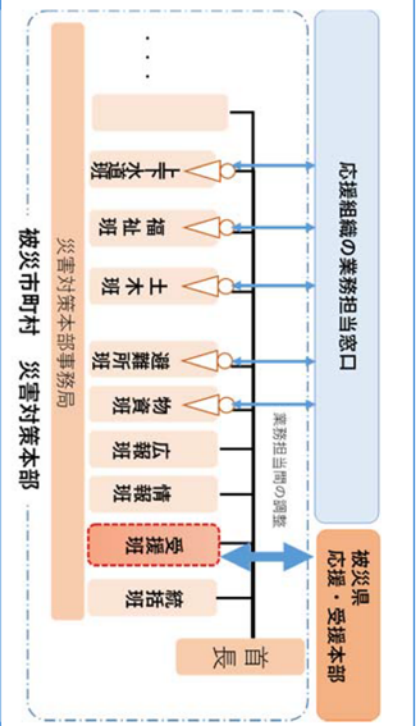
応援の受け入れ決定や受け入れに関する庁内調整を担う受援班の業務は、庁内での意思決定や総合調整に関する役割を担う班や担当との連携が不可欠となります。

市町村規模が大きい場合は、統括調整班のような災害対策本部全体の総合調整を担う班と相互に連携できるようにしておくことで、対応を円滑に進めることが期待できます。



案2. 災害対策本部の1班として位置付け

受援の総合窓口であり、庁内の受援状況の把握・とりまとめ、調整を担う受援班を、災害対策本部内の1班として位置づけることで、役割と責任範囲が明確化され、円滑な受援が期待されます。



案3. 受援担当を統括班内に位置付け

規模が小さな市町村は、新たな班を設けて、複数人を配置することが困難な場合、統括班の中に受援担当を配置し、役割を担います。

統括班など、災害対策本部内に総合調整の役割を担う班の設置を想定していない市町村においても、必ず受援担当を位置付けてください。

